

建築士でないとできない設計・工事監理

令和7年4月1日改正施行

建築士法では、建築物を新築する場合において、建築士でなければできない設計又は工事監理をしてはならない建築物の範囲が定められています（下表参照）。

建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合は、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分を新築するものとみなされます。

【建築士法第3条、第3条の2、第3条の3】

《建築士でなければできない設計又は工事監理（建築士種別ごとの業務範囲）》

延べ面積 S(m ²)	木 造			木 造 以 外		全ての構造
	高さ≤16m			高さ≤16m		高さ>16m 又は 階数4 [*] 以上 ([*] 地階を除く。)
	階数1	階数2	階数3以上	階数2以下	階数3以上	
S ≤ 30	①誰にでもできる			①		
30 < S ≤ 100						
100 < S ≤ 300	②1級・2級・木造建築士でなければできない					
300 < S ≤ 500	③1級・2級建築士でなければできない					
500 < S ≤ 1000				一般		
	特定 [*]					
1000 < S	一般	④	⑤1級建築士でなければできない			
	特定 [*]					

※特定：学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、オーディトリウムを有する集会場、百貨店

問合せ先
都市整備局 市街地建築部 建築企画課
建築士担当
電話 03-5388-3356